

平成25年度がん対策予算の概要

厚生労働省予算資料

資料2

平成25年度予算額 235億円(平成24年度予算額 275億円)

基本的な考え方

- 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しがされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

20億円(21億円)

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1)がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成 | 0.3億円(0.1億円) |
| 新規 ・がん医療に携わる看護研修事業 | 0.2億円(ー億円) |
| 新規 ・医科歯科連携事業 | 0.1億円(ー億円) |
| (2)がん診療連携拠点病院の機能強化 | 19.3億円(20.4億円) |
| (3)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組 | 0.1億円(0.1億円) |

2. がんと診断された時からの緩和ケアの推進

4.4億円(5億円)

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| (1)がんと診断された時からの緩和ケアの推進 | 3.8億円(3.4億円) |
| 新規 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(緩和ケア推進事業) | 1.0億円(ー億円) |
| ・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア研修事業) | 0.9億円(1.2億円) |
| (2)在宅医療・介護サービス提供体制の構築 | 0.6億円(1.6億円) |

3. がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備

17億円(19億円)

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(院内がん登録促進事業) | 9.1億円(9.2億円) |
| ・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア研修を除く) | 6.8億円(8.2億円) |
| ・国立がん研究センター委託費 | 0.4億円(0.8億円) |
| ・がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業 | 0.4億円(0.5億円) |

4. がん予防・早期発見の推進

92億円(124億円)

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| (1)がん予防 | 14.3億円(14.1億円) |
| ・健康的な生活習慣づくり重点化事業(たばこ対策促進事業) | 0.4億円(0.4億円) |
| (2)がんの早期発見 | 77.6億円(110.0億円) |
| 改 ・がん検診推進事業 | 72.6億円(104.9億円) |

5. がんに関する研究の推進

96億円(102億円)

- がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究を着実に推進する。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ・第3次対がん総合戦略研究経費 | 30.8億円(37.1億円) |
| ・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費 | 30.9億円(28.6億円) |
| うち がん治療創薬研究関係 | 5.0億円(ー億円) |
| ・がん臨床試験基盤整備事業 | 1.0億円(1.5億円) |

6. 小児へのがん対策の推進

4億円(4億円)

- | | |
|------------------------------------------|--------------|
| 新規 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(小児がんセンター(仮称)基盤整備事業) | 0.5億円(ー億円) |
| ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(小児がん拠点病院機能強化事業) | 2.0億円(2.5億円) |
| ・小児がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 | 0.3億円(0.3億円) |
| ・小児がん拠点病院整備費 | 1.0億円(1.0億円) |

7. がん患者の治療と職業生活の両立

2.6億円(ー億円)

- | | |
|-----------------------------------------|-------------|
| 新規 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(がん患者の就労に関する総合支援事業) | 1.8億円(ー億円) |
|-----------------------------------------|-------------|

(再掲) がん診療連携拠点病院の機能強化関連

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(全体) | 33.3億円(32.3億円) |
|-----------------------|----------------|

平成25年度がん対策予算について

235億円（275億円）

○がん対策の総合的かつ計画的な推進

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しがされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

**1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に
行う医療従事者の育成** **20億円（21億円）**

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成並びにこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

（主な事業）

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業 18億円
がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進する。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

（補助率）都道府県（1/2）、独立行政法人等（定額（10/10））

- ④・がん医療に携わる看護研修事業 21百万円
がん治療の多様化に伴い、看護業務も多様化しており、がん看護へのニーズは高まってきているため、がん看護を専門とするがん看護指導者を養成する研修会を実施し、看護師の質の向上を図る。

（委託先）公益財団法人日本看護協会

- ④・医科歯科連携事業 10百万円
がん患者における口腔トラブルは、がん治療や生活の質を著しく低下させるとされており、がん患者に対する口腔ケアの必要性が高まっているため、歯科医師に対し、がん患者の口腔ケアに関する研修会等を行うことで、がん患者に対する歯科医療の質の向上や均てん化を図る。

（委託先）社団法人日本歯科医師会

2. がんと診断されたときからの緩和ケアの推進 4. 4億円 (5億円)

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアががんと診断されたときから提供されるとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目無く実施されるよう、がん診療連携拠点病院等において、各事業を実施する。

(主な事業)

㊦・緩和ケア推進事業 1億円

(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)

がん性疼痛をはじめとする苦痛を抱えた患者に対し、より迅速かつ適切な緩和ケアを提供するため、都道府県がん拠点病院において「緩和ケアセンター」を設置し、緩和ケアチームや緩和ケア外来の運営、重度のがん性疼痛が発症した場合に緊急入院(緊急緩和ケア病床の確保)による徹底した緩和治療が実施できる体制を整備する。また、院内の相談支援センターや都道府県内の拠点病院、在宅医療機関等との連携を進めることにより、診断時より切れ目の無い緩和ケア診療体制を構築する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

3. がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備 17億円(19億円)

科学的知見に基づく適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、独立行政法人国立がん研究センターにおいて院内がん登録を進めるとともに、がん診療連携拠点病院に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。また、がん診療連携拠点病院以外の医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、地域ごとのきめ細やかながん対策の推進を図るための支援を行う。

(主な事業)

・院内がん登録促進事業 9. 1億円

(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)

がん診療連携拠点病院における質の高い院内がん登録を促進するための支援を行う。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

・都道府県健康対策推進事業(がん登録部分) 3. 1億円

がん登録を推進し、がんの罹患数・罹患率や治療効果の把握等、がん対策の基礎となるデータを把握し、地域ごとのきめ細やかながん対策を進めるため、がん診療連携拠点病院以外の医療機関においてがん登録を行うこと等により、医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、がん対策の推進を図る。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

4. がんの予防・早期発見の推進

92億円（124億円）

働き盛りの世代が無料で検診を受けることができる乳がん検診、子宮頸がん検診及び大腸がん検診の体制を整備することなどにより、がんによる死亡リスクの大幅な軽減を図る。

（主な事業）

㊦・がん検診推進事業

73億円

乳がん、子宮頸がん検診については平成21年度より、大腸がん検診については平成23年度よりがん検診の無料クーポン券等を配布してきているところであるが、がん検診の重要性や検診方法の理解を促すとともに、検診受診率の向上を図るため、引き続き財政支援を行う。

また、子宮頸がんは、若年層の罹患が増加傾向にあるとともに、諸外国では低下傾向にある死亡率が日本では上昇しており、緊急な取組が求められている。子宮頸がん検診として実施している細胞診にHPV検査を新たに組み合わせた場合、感度を高め、がんの見逃しを減少させることや、検診間隔を延ばしても同等の効果을上げることなどが期待されているが、わが国における最適な実施方法等の知見は十分ではない。

このため、平成25年度において、全国でHPV検査を実施する場合の方法等を検証するため、HPV検査等の知見を確実に収集可能な体制を整えた市町村が、細胞診と同時にHPV検査を実施する事業に対して支援する。

（補助先） 市町村

（補助率） 1／2

（対象年齢） 子宮頸がん：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性

乳がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性

大腸がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男性・女性

HPV検査：30歳、35歳、40歳の女性

5. がんに関する研究の推進

96億円（102億円）

（主な事業）

㊦・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費（※厚生科学課計上） 5億円

難治性がんや小児がんを含む希少がん等を中心に、抗体医薬等の分子標的薬や核酸医薬、がんペプチドワクチン等の創薬研究に関して、適応拡大も含め、GLP準拠の非臨床試験や国際水準の医師主導治験を強力に推進する。また、早期診断を可能とする革新的な診断方法（診断薬等）の実用化へ向けた研究を推進する。

・第3次対がん総合戦略研究経費（※厚生科学課計上） 31億円

・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費（重点を除く）

（※厚生科学課計上） 26億円

6. 小児へのがん対策の推進

4 億円（4 億円）

小児においてがんは病死原因の第1位であり、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、小児がん拠点病院や小児がんの中核的な機関の整備等を行う。

（主な事業）

- ⑧・小児がんセンター（仮称）基盤整備事業 0.5 億円
（がん診療連携拠点病院機能強化事業費）

小児がん拠点病院をとりまとめ、情報の集約・発信、診療実績などのデータベースの構築、コールセンター等による相談支援、全国の小児がん関連施設に対する診療、連携、臨床試験の支援等の機能を担う中核的な機関（小児がんセンター（仮称））の設置・運営の支援を行う。

（補助先）独立行政法人等

（補助率）定額（10/10）

⑧ 7. がん患者の治療と職業生活の両立

2.6 億円

がんやがん患者・経験者に対する理解をすすめ、がん患者・経験者及びその家族等の仕事と治療の両立を支援する。

（主な事業）

- ⑧・がん患者の就労に関する総合支援事業 1.8 億円
（がん診療連携拠点病院機能強化事業費）

長期の治療等が必要ながん患者の「治療と仕事の両立」等を支援するため、がん診療連携拠点病院に相談窓口を設置し、就労に関する相談支援及び情報提供を行う。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

（補助率）都道府県（1/2）、独立行政法人等（定額（10/10））

8. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な経費

19 百万円（21 百万円）

がん対策の総合的な調整・推進を図るため、都道府県計画作成に関する支援、国際連携体制の構築や国民に対するメッセージの発信及び施策の進捗管理及び評価等を行う。

・がん対策推進費

15 百万円

(別添)

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱

1 目的

本事業は、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日健発第0301001号健康局長通知）の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下「整備指針」という。）に基づき厚生労働大臣が指定した医療機関（以下「がん診療連携拠点病院」という。）において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

2 実施主体

がん診療連携拠点病院

3 事業の内容

(1) がん医療従事者研修事業

がんの化学療法や放射線療法の専門医の不足が指摘されており、また、チーム医療による対応の必要性が増していることから、がん診療連携拠点病院において、主にごんの化学療法や放射線療法の専門的な医師やがん医療を支えるコメディカルスタッフを養成するための効果的かつ効率的な研修を行う。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- (ア) 地域がん診療連携拠点病院等のがん医療の中心となる医師を対象とした化学療法、放射線療法等に関する研修
- (イ) 地域がん診療連携拠点病院等のコメディカルスタッフを対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修
- (ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

イ 地域がん診療連携拠点病院

- (ア) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、緩和ケア等に関する研修
- (イ) 地域の医療機関のコメディカルスタッフを対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修
- (ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

(2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。

また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しやすい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の代診医等を確保する。

さらに、がん診療情報ネットワークシステムを独立行政法人国立がん研究センターのシステムと接続し、多地点テレビ会議システムによるメディカルカンファレンス等を行うことにより、全国の研究・診療レベルの施設間及び地域間格差の是正を図る。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

(ア) 全国がん診療連携拠点病院連絡協議会への出席

(イ) 都道府県がん診療連携協議会の設置・運営

(ウ) 地域がん診療連携拠点病院等に対する医師の派遣等による診療支援

(エ) 国立がんセンター等において実施されるがん医療指導者養成研修等への所属職員の派遣

(オ) 上記(エ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

(カ) がん診療施設情報ネットワークシステムの運営管理

イ 地域がん診療連携拠点病院

(ア) 都道府県がん診療連携協議会への出席

(イ) 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援

(ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣

(エ) 上記(ウ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

(オ) がん診療施設情報ネットワークシステムの運営管理

(3) 院内がん登録促進事業

地域や全国レベルでの正確ながんの罹患率等を把握するため、がん診療連携拠点病院において、標準登録様式（がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について（平成18年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知））に基づく院内がん登録（がん患者の診断・治療内容等のデータ登録）を実施する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

(ア) 院内がん登録の実施（登録データの集計・分析を含む。）

(イ) 精度の高いがん登録を実施するための、都道府県内におけるがん診療連

携拠点病院等に対する精度管理指導等の実施

イ 地域がん診療連携拠点病院

院内がん登録の実施（登録データの集計・分析を含む。）

（４）がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、相談支援センターにおいて、電話、面談等による、がん患者の療養上の相談、地域の医療機関やセカンドオピニオン医師の紹介、禁煙相談（たばこクイットライン等）等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談等に対応する。

（５）普及啓発・情報提供事業

がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集・提供、小冊子やリーフレット等の作成・配布、市民向けフォーラム等の開催を行う。

（６）病理医養成等事業

病理診断などの専門医師が不足している現状から、病理診断業務の軽減及び若手医師を専門医師として養成することが急務であるため、日本病理学会認定施設において、専門病理医の養成及び病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の確保などを実施する。

ア 病理専門医を養成するための病理医の雇用

イ 病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の雇用

ウ 若手医師を対象とした病理に関心を持たせるための研修等

（７）在宅緩和ケア地域連携事業

がん診療連携拠点病院において都道府県と連携し、二次医療圏の在宅療養を支援する診療所の協力リストを作成する。また、医療圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力し、在宅療養支援診療所の医師に対し、がん緩和ケアに関する知識と技術の研修を行い、在宅緩和ケア地域連携体制の構築を図る。

ア 二次医療圏内の在宅療養支援診療所等のリスト及び在宅緩和ケア連携を患者家族に示せる在宅緩和ケアマップの作成

イ 症状緩和を目的とした緩和ケア関連の地域連携クリティカルパスの作成と運用

ウ 拠点病院内の緩和ケアチームと在宅緩和ケアを専門とする医師等による、がん性疼痛管理を中心とした緩和ケアに関する研修会の開催

※ 二次医療圏に複数の拠点病院がある場合は、連携して取り組むこと。

(8) 緩和ケア推進事業

がん疼痛をはじめとする苦痛を抱えた患者に対し、より迅速かつ適切な緩和ケアを提供し、診断時から切れ目のない緩和ケア提供体制を構築するため、がん診療連携拠点病院（地域がん診療連携拠点病院は除く）において緩和ケアセンターを整備し、緩和ケアチームや緩和ケア外来の運営、院内の相談支援センター、2次医療圏内の在宅医療機関等との連携、重度のがん疼痛等の症状悪化時に対応するための緊急緩和ケア病床の確保を行う。

(9) がん患者の就労に関する総合支援事業

がん患者の多くが依願退職、解雇されるなど、治療と就労の両立に問題を抱えていると推測されることから、相談支援センターへ就労に関する専門家を配置し、相談支援センターに寄せられる就労に関する相談に対し、適切な情報提供と相談支援を行う。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。